

自治会町内会ポータルの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

1 説明の趣旨

令和 8 年 4 月 1 日より、自治会町内会ポータルの運用開始に合わせ、ホームページとコールセンターを開設します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

(1) 運用開始予定日時

令和 8 年 4 月 1 日(水) 9 時

(2) オンライン申請可能な項目

① 補助金申請

- ・ 地域活動推進費補助金
- ・ 地域防犯灯維持管理費補助金
- ・ 町の防災組織活動費補助金

② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

③ 委嘱委員の推薦届出

④ 防犯灯新設・移設に係る申請

4 ホームページの開設について

自治会町内会ポータルのホームページを開設し、自治会町内会ポータルへのリンクや操作マニュアル・操作説明動画など、4 月 1 日に向け順次公開していきます。

【パソコン等で検索する場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

【スマートフォンで閲覧する場合】

【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>



【裏面あり】

5 コールセンターの設置について

操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

(1) 電話番号

045-577-4295

(2) 開設時間

令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

令和8年3月23日

自治会町内会長 各位

青葉区 地域振興課長

自治会町内会ポータルについて（ご案内）

日頃より、区政・市政にご理解とご尽力をいただきまして誠にありがとうございます。

令和8年4月より、地域活動推進費補助金等のオンライン申請が可能となる、「自治会町内会ポータル」の運用を開始いたします。（従来通り、紙での申請も可能です）

利用開始時に必要となります、仮 ID・パスワード及びマニュアルを送付させていただきますので、是非ご活用ください。

1 自治会町内会ポータルの概要

(1) ポータルによるオンライン申請が可能となるもの

① 補助金のオンライン申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金

② 基礎情報（現況届・口座情報等）

③ 委嘱委員の推薦届出

④ 防犯灯新設・移設に係る申請

(2) ポータルの運用開始日時

令和8年4月1日（水） 午前9時

2 利用対象者

自治会町内会の申請手続きに関わる方等、自治会町内会で権限付与された方

※権限付与の方法等については、別紙『自治会町内会ポータル ①本登録マニュアル』及び『自治会町内会ポータル ②利用者追加マニュアル』をご確認ください。

3 自治会町内会ポータルコールセンター

自治会町内会ポータルの操作でお困りの際は、コールセンターにお電話ください。

(1) 電話番号

045-577-4295

(2) 開設時間

令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

裏面あり

4 自治会町内会ポータル ログインページ

- (1) 横浜市ホームページを検索します。

横浜市 自治会町内会ポータル

検索



- (2) ホームページに掲載されている自治会町内会ポータルへのリンクをクリックします。

【ログイン画面 URL】

<https://jichikai-portal.city.yokohama.lg.jp/>

【スマートフォンでログインする場合はこちら】



5 添付資料

- (1) 仮 ID・パスワード
- (2) 自治会町内会ポータル ①本登録マニュアル
- (3) 自治会町内会ポータル ②利用者追加マニュアル

担当：青葉区地域振興課地域活動係

Tel:045-978-2291

Fax:045-978-2413

横浜市自治会町内会ポータル

～①本登録マニュアル～

①本登録マニュアル（仮ID／仮パスワードから登録する）

※自治会町内会の代表者一名が本登録をすれば、その他の利用者を招待できます。代表者のみの作業で問題ありません（招待の方法は、②利用者追加マニュアル参照）

ご注意⚠

ポータルは
R8年4月1日（水）9時以降より
利用開始です。

【この資料でできること】

- ・ 配布された「仮ID／仮パスワード」でログイン
- ・ ご自身のメールアドレスを登録し、確認メールで完了
- ・ 以後は「メールアドレス＋パスワード」でログインできます

準備するもの

本登録を始める前に、次の3つをご用意ください

① 仮ID／仮パスワード（紙で配布）

区から配られた用紙をご用意ください。

② メールが受け取れる端末

スマートフォン／PC／タブレット どれでもOKです。

③ メールアドレス

ご自身で確認できるメールアドレスをご用意ください。

全体の流れ（5ステップ）

仮ID/仮パスワード → メールアドレス登録 → 確認メール → パスワード設定（本登録） → 本登録完了

- 1 仮ID／仮パスワードでログイン
- 2 メールアドレスを登録
- 3 確認メールを受け取り、リンクを開く
- 4 パスワードを設定（本登録）
- 5 登録完了画面を確認

困ったら：この資料の末尾「FAQ」をご覧ください

手順1：仮ID／仮パスワードでログイン

配布された紙を見ながら入力します

手順1-1

【手順】

- ① 横浜市ホームページを検索します。

横浜市 自治会町内会ポータル

検索



- ② ホームページに掲載されている自治会町内会ポータルへのリンクをクリックします。

【ログイン画面URL】

<https://jichikai-portal.city.yokohama.lg.jp/>

【スマートフォンでログインする場合はこちら】



- ③ 赤枠の「仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら」のボタンを押します。

【画面イメージ】

横浜市自治会町内会ポータル

オンライン申請システム

メールアドレス*

パスワード*

ログイン

仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら

About



手順1：仮ID／仮パスワードでログイン

配布された紙を見ながら入力します

手順1-2

【手順】

- ③ 仮ユーザー認証という画面に切り替わり次第、「仮ユーザー名」「仮パスワード」を入力します。

※仮ユーザー名と仮パスワードは、R8年3月下旬に、区役所から自治会町内会宛てに送付しています。

- ④ 「次へ」ボタンを押します

入力のコツ

- ・大文字／小文字の区別がある場合は、紙のとおりに入力

【画面イメージ】

仮ユーザー認証

管理者から発行された仮ユーザー情報を入力してください

仮ユーザー名*

(例) 10001-cell-000

管理者から発行された仮ユーザー名を入力してください

仮パスワード*

.....

管理者から発行された仮パスワードを入力してください

次へ

手順2：メールアドレスを登録する

確認メールが届くアドレスを入力します

手順2

【手順】

- ① ご自身のメールアドレスを入力します。
- ② 「登録メールを送信」を押します。
- ③ メール送信完了画面が出ます。

注意（入力ミスを防ぐ）

- ・ @ の前後に空白が入らないように
- ・ 最後が「.com」「.jp」など、正しいか確認

【画面イメージ】

メールアドレス登録

登録対象を確認して本登録用のメールアドレスを入力してください

登録対象
鶴見区-〇〇地区連合会
鶴見区

メールアドレス*
example1@example.com

本登録用のリンクをこのメールアドレスに送信します

登録メールを送信

✓

メール送信完了

ご登録いただいたメールアドレスに、本登録用のリンクを送信しました。
メールに記載されたリンクをクリックして、本登録を完了してください。

※ リンクの有効期限は24時間です。
※ メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダをご確認ください。

トップページへ

メールに届くリンクを押すだけで確認が完了します

【手順】

- ## メールが見つからない場合

- ・「迷惑メール」「プロモーション」などのフォルダも確認
- ・数分待ってから再度確認
- ・メールアドレスの入力ミスがないか見直す

件名：【自治会町内会ポータル】本登録を完了してください

以下のリンクを押して、メールアドレスの確認を完了してください。

<https://jichikai-portal.city.yokohama.lg.jp/registration/confirm?token=xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx>

リンクの有効期限は24時間です。
届き次第、早めのご対応をよろしくお願いいたします。
このメールに心当たりがない場合は、何もせず削除してください。

手順4：パスワードを設定して本登録

次回以降のログインに使うパスワードを決めます

手順 4

【手順】

- ① 新しいパスワード（任意）を入力
※パスワードは8文字以上・英大文字・英小文字・数字混合をお願いします。
- ② もう一度同じパスワードを入力
- ③ 「登録する」を押します

注意点

- ・ 推測されやすいもの（生年月日など）は避ける

パスワード設定

本登録

登録対象

鶴見区-〇〇地区連合会

メールアドレス: example1@example.com

氏名とログイン用のパスワードを設定してください。

氏名*

自治会 太郎

パスワード*

.....



8文字以上・英大文字・英小文字・数字混合

パスワード(確認)*

.....



登録する

手順5：登録完了・次回からのログイン

本登録が終わったら、メールアドレスでログインできます

手順5



本登録が完了しました

仮登録後は自動でログインされます。

この後別途マニュアルに従って申請手続きを進めてください。

後日再ログインする際は、メールアドレスと設定したパスワードが必要となります。

次回から必要になるもの

- ・ ご自身のメールアドレス
- ・ 設定したパスワード

【次回ログイン画面】

横浜市自治会町内会ポータル

オンライン申請システム

メールアドレス*

[example1@example.com](#)

パスワード*

.....

ログイン

仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら

About

2回目以降は、
設定したアドレスとパス
ワードでログインします。

よくある質問 (FAQ)

よくある質問（FAQ）①

困ったときはここから確認してください

Q1. 仮ID／仮パスワードでログインできません

A. まず入力ミスが多い部分を確認します。

- ・ 大文字／小文字、数字を正確に入れているか、再度ご確認をお願いします。

Q2. 確認メールが届きません

A. 「迷惑メール」などのフォルダを確認します。

入力したメールアドレスが正しいかも見直してください。

それでも届かない場合は、別のメールアドレスで試すか、区の担当者にご相談ください。

Q3. 仮ID／仮パスワードをなくしてしまったら？

A. 再度、区の担当者に発行依頼をしてください。

Q4. 仮ID/仮パスワードはいつまで保管をしておけばよいのでしょうか

A. 一度本登録に使用いただいた、仮ID/PWは、再利用できないため保管不要です。本登録が終わったタイミングで、**破棄**していただいて問題ございません。また、**仮ID/仮パスワードを**、複数人で使いまわすこともできません。代表者の変更等で、仮ID/仮パスワードが再度必要な場合は区の担当者へご連絡ください。

Q5.代表者だけでなく利用メンバーを追加したい

- A. 代表者向けにお送りしている、【②利用者追加マニュアル】を確認いただき、手順に沿って追加が可能です。

横浜市自治会町内会ポータル

~②利用者追加マニュアル~

②利用者追加マニュアル

※①本登録マニュアルで作業をいただいた後に、
代表者が利用者の追加をすることができます。

ご注意[△]

ポータルは
R8年4月1日（水）9時以降より
利用開始です。

【この資料でできること】

- ・ 代表者としてログインし、必要なメンバーを追加することができます。
- ・ メンバーの追加は、管理者（全ての操作が可能）とメンバー（一部の操作が可能）の2パターンで招待可能です。

① ログインID・パスワード

【①本登録マニュアル】で作成した、ログインIDとパスワードが必要です。

② 端末

スマートフォン／PC／タブレット どれでもOKです。

③ 招待する方の情報

メールアドレス、氏名（姓・名）、役職（会長/副会長/会計など）

全体の流れ（3ステップ）

ログイン→トップページのメニューからアカウント追加→メンバー招待

- 1 ご自身で作成したIDとパスワードでログイン
- 2 トップページからアカウント管理をクリック
- 3 招待したいメンバー情報を入力

手順1：ID／パスワードでログイン

ご自身で作成されたIDとパスワードでログインをします。

手順1

【手順】

①横浜市ホームページを検索します。

横浜市 自治会町内会ポータル

検索



②ホームページに掲載されている自治会町内会ポータルへのリンクをクリックします

【ログイン画面URL】

<https://jichikai-portal.city.yokohama.lg.jp/>

【スマートフォンでログインする場合はこちら】



③ご自身で作成されたID（メールアドレス）とパスワードを入力します。

④アドレス、パスワードがいずれも正しいことを確認し、ログインボタンを押してください。

【画面イメージ】

横浜市自治会町内会ポータル
オンライン申請システム

ログイン

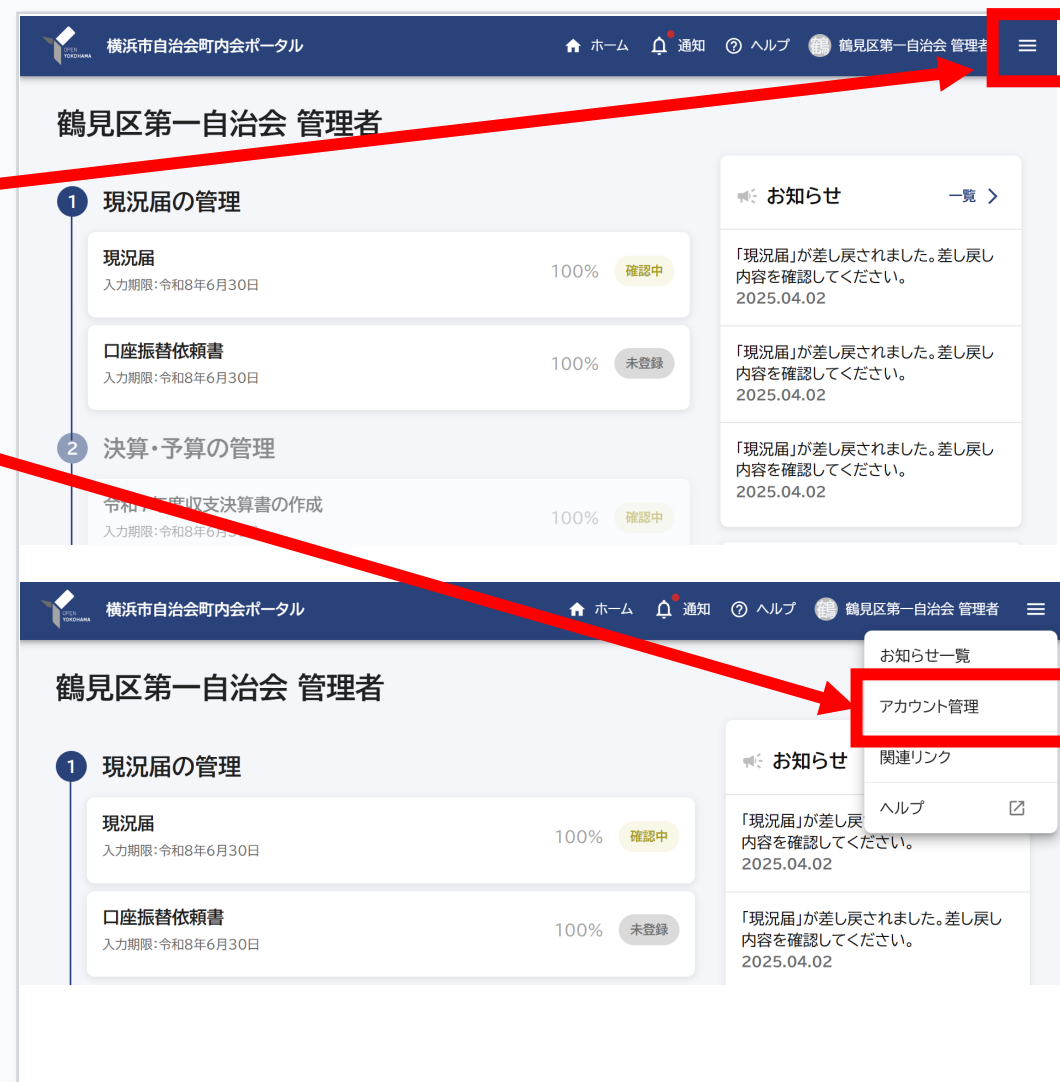
仮ユーザーID・仮パスワードをお持ちの方はこちら

About

【手順】

① トップページ右上の三本線（赤枠）をクリックします。

② 三本線をクリック後、アカウント管理メニューをクリックします。すると、次ページのように、画面が遷移します。



【手順】

- ① 画面が遷移したら、【+招待する】ボタンをクリックします。
- ② 招待したい方を入力する画面に遷移するので、上から順に入力をお願いします。すべて必須項目となります。（名前・メールアドレス・役職・ロール）
- ③ すべて入力ができたら、送信するボタンをクリックしてください。

※アドレスの入力ミスで、招待できないというお問い合わせがよくありますので、今一度ご確認ください。

【役職 と ロール の違い】

役職：自治会町内会での立場（会長、副会長など）

ロール：システムの権限（管理者／メンバー）

横浜市自治会町内会ポータル

ホーム / アカウント管理

アカウント管理

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ
☐ 管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00
☐ メンバー	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00
☐ メンバー	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00

【招待画面】 アカウントの招待

下記メールアドレスに招待リンクが送信されます。

氏名(漢字)
姓* 横浜 名* 太郎

メールアドレス
メールアドレス* example@example.jp

役職
副会長

ロール
管理者

キャンセル 送信する

招待後の流れ

【手順】

①招待が完了したら、招待をした方にメールが届いているかを確認してください。

②その後、招待相手がメールからリンクをクリックして、自身でパスワードの設定を行い、メンバーの追加が完了となります。
追加ができると、右図の赤枠のように一覧に追加されたことを確認できます。



メンバーの情報を編集したい

【手順】

①赤枠の縦に並んでいるボタン⋮をクリックします。

②編集、削除のメニューが現れるので編集ボタンをクリックすると、最初に招待した時の入力画面が現れるので、適宜修正が可能です。
修正箇所を入力して決定ボタンを押せば、変更が完了です。

横浜市自治会町内会ポータル

ホーム / アカウント管理

アカウント管理

招待する

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ	
☐ 管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00	⋮
☐ メンバー	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00	⋮
☐ メンバー	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00	⋮

< 1 / 1 >

ホームへもどる

☐ メンバー 会計

アカウントの編集

2025/9/8 10:15:00

氏名(漢字)
姓 田中 名 一郎

メールアドレス
tanaka@example.com

役職
役職 会計

ロール
管理者

キャンセル 決定する

編集
削除

メンバーの削除をしたい

【手順】

- ①赤枠の縦に並んでいるボタン⋮をクリックします。
- ②編集、削除のメニューが現れるので削除ボタンをクリックすると、最終確認メッセージが出ます。
- ③削除したいメンバー情報に誤りがないことを確認したら、削除するボタンを押せばメンバーの削除が完了です。

横浜市自治会町内会ポータル

ホーム / アカウント管理

アカウント管理

招待する

ロール	役職	名前	メールアドレス	最終アクティブ	
☐ 管理者	会長	山田 太郎	yamada@example.com	2025/9/12 19:20:00	⋮
☐ 役員	副会長	鈴木 花子	suzuki@example.com	2025/9/10 14:30:00	⋮
☐ メンバー	会計	田中 一郎	tanaka@example.com	2025/9/8 10:15:00	⋮

< 1 / 1 >

ホームへもどる

☐ メンバー 会計 田中 一郎 tanaka@example.com 2025/9/8 10:15:00

編集
削除

アカウントの削除

下記1件のアカウントを削除してよろしいですか？

メンバー

田中 一郎

tanaka@example.com

2025/9/8 10:15:00

キャンセル 削除する

よくある質問 (FAQ)

よくある質問（FAQ）①

困ったときはここから確認してください

Q1. 招待メールが届いていないようです。

A. 迷惑メールを確認してもらい、それでも届いていないようであればメールアドレスの入力ミスがないか見直します。必要なら、もう一度招待を送ります。

Q2. 招待するボタンがありません。

A. 「管理者」ロールでログインしているか確認します。管理者でない場合は、管理者の方に依頼してください。

Q3. まちがったアドレスに招待メールを送ってしまった

A. まずは、区の担当者へご連絡をしてください。会員以外のメンバーがログインできないように、招待リンクを無効化いたします。